



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）…………… 1

告 示

- 公共測量の実施の通知（海岸防災課）…………… 2

公 告

- 技能検定の実施（労働政策課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3

企業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件…………… 6

選挙管理委員会事項

- 宮古島市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… 6

規 則

沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第5号

沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年沖縄県規則第90号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の次に次の4項を加える。

- 5 政令附則第2条の2第1項の規定により償還期限の延長を行った場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「3で」とあるのは「6で」と、「次期計画期間」とあるのは「次期計画期間及び次々々期計画期間」とする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 6 政令附則第2条の2第2項の規定により償還期限の延長を行った場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「3で」とあるのは「9で」と、「次期計画期間」とあるのは「次期計画期間から次々々々期計画期間まで」とする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 7 政令附則第2条の3第1項の規定により償還期限の延長を行った場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「3で」とあるのは「6で」と、「次期計画期間」とあるのは「次期計画期間及び次々々期計画期間」とする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 8 政令附則第2条の3第2項の規定により償還期限の延長を行った場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「3で」とあるのは「9で」と、「次期計画期間」とあるのは「次期計画期間から次々々々期計画期間まで」とする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第5号様式、第6号様式、第9号様式から第11号様式まで及び第13号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第73号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 名護市、石垣市及び国頭村
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年3月1日から同月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（UAVレーザー測量）

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和4年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 前期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、塗装（金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ウ 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 令和4年6月7日（火曜日）から同年9月11日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 令和4年8月21日（日曜日）に実施する職種 産業洗浄（単一等級計画立案等作業試験） (2) 令和4年8月28日（日曜日）に実施する職種 機械加工（1級及び2級計画立案等作業試験）及び建設機械整備（1級及び2級計画立案等作業試験） (3) 令和4年9月4日（日曜日）に実施する職種	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。

放電加工（1級計画立案等作業試験）		
学科試験	1 令和4年7月10日（日曜日）に実施する職種 3級 園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、とび、左官、造園、 機械検査、建築大工、塗装及びフラワー装飾 2 令和4年8月21日（日曜日）に実施する職種 (1) 1級及び2級 造園、サッシ施工、塗装、とび及び防水施工 (2) 単一等級 産業洗浄 3 令和4年8月28日（日曜日）に実施する職種 1級及び2級 機械加工、鉄工、建設機械整備、内装仕上げ施工、 電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官 及び畳製作 4 令和4年9月4日（日曜日）に実施する職種 (1) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、電気機器組立て、石材施 工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金及びフラ ワー装飾 (2) 単一等級 路面標示施工及び塗料調色	受検者宛てに、 沖縄県職業能力開 発協会から通知す る。
合格発表	1 3級 令和4年8月26日（金曜日） 2 その他の級 令和4年9月30日（金曜日）	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を令和4年4月4日（月曜日）から同月15日（金曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種（作業） 2級、3級及び基礎級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業（3級及び基礎級））及び工業包装（工業包装作業）

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 令和4年4月1日（金曜日）から令和5年3月31日（金曜日）までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日

- (2) 商号名 株式会社エッジ
(3) 代表者名 秦康展
(4) 所在地 南風原町字与那覇536番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13069号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年8月20日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
(2) 商号名 株式会社フジ設備工業
(3) 代表者名 仲村章
(4) 所在地 沖縄市桃原一丁目4番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14073号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年8月23日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
(2) 商号名 有限会社三秀土木
(3) 代表者名 崎濱哲秀
(4) 所在地 本部町字谷茶447番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第9488号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年8月26日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
(2) 商号名 中部興産株式会社
(3) 代表者名 新垣博孝
(4) 所在地 沖縄市仲宗根町24番9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第11370号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
(2) 商号名 シンコウテック株式会社
(3) 代表者名 新城安幸
(4) 所在地 那覇市字国場33番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13117号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年8月31日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
(2) 商号名 株式会社堀川工業所
(3) 代表者名 堀川恭吉
(4) 所在地 浦添市字港川495番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第4276号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年9月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
- (2) 商号名 株式会社大進商会
- (3) 代表者名 新垣哲
- (4) 所在地 那覇市首里末吉町3丁目10番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第9253号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月3日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
- (2) 商号名 有限会社新高土木
- (3) 代表者名 末好健人
- (4) 所在地 石垣市字新川143番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第8552号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
- (2) 商号名 有限会社与儀工業
- (3) 代表者名 与儀偉玄
- (4) 所在地 豊見城市字饒波107番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12133号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
- (2) 商号名 Fore-TAK合同会社
- (3) 代表者名 ラットバーラ・ジュニア・トーマス・アラン
- (4) 所在地 浦添市城間三丁目17番16号エクセレント21-102
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第14432号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
- (2) 商号名 沖縄パナソニック特機株式会社
- (3) 代表者名 玉山憲是
- (4) 所在地 那覇市西2丁目15番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第1838号、沖縄県知事 許可(般-2)第1838号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業に関する特定建設業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月9日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年9月24日
- (2) 商号名 玉建設
- (3) 代表者名 玉那覇信夫
- (4) 所在地 東村字有銘1038番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12242号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

企業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年3月15日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 令和4年度浄水発生土処理業務委託（石川浄水場） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局配水管理課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和4年2月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 福山商事株式会社 浦添市牧港四丁目14番17号
- 5 落札金額 44,452,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和4年1月7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年3月15日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 令和4年度浄水発生土処理業務委託（北谷浄水場） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局配水管理課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和4年2月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 福山商事株式会社 浦添市牧港四丁目14番17号
- 5 落札金額 39,649,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和4年1月7日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第5号

当委員会は、令和3年10月24日執行の宮古島市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和4年3月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県宮古島市平良字松原192番地

審査申立人 棚原 芳樹

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和3年12月9日をもって提起された同年10月24日執行の宮古島市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、令和3年11月5日をもって宮古島市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年11月29日、この申出を棄却すると決定した。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、同決定を取り消し、本件選挙の当選人狩俣勝成の当選を無効とし、次点である申立人を当選人とするとの裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 市委員会は、本件異議申出を受理し、11月16日に申立人の申出に基づき、全票の再点検と再計数を行い、狩俣勝成候補が720,597票を得ていること、申立人が719,000票であり、その差は1,597票であること、本件選挙において、投票総数30,130票のうち、無効投票が369票あり、その割合がおよそ1.23パーセントであることを確認した。
- 2 公職選挙法上の投票の効力、無効投票に該当する規定及び最高裁判決等の判示に基づき無効投票を再点検したところ、369票全てが無効投票であることを確認した。
- 3 無効投票及び全候補者の有効投票の中に、申立人の有効投票が含まれている可能性があるため再点検したところ、申立人の有効投票は、含まれていなかったことを確認した。
- 4 申立人の「ヨシキ」と名が似た西里芳明候補の有効投票の中に、申立人の有効投票が集計されている可能性があるため再点検したところ、申立人の有効投票は、集計されていなかったことを確認した。
- 5 狩俣勝成候補の有効投票の中に、無効とされるべき票が混在していないかを再点検したところ、無効とされるべき票は、混在していなかったことを確認した。
- 6 狩俣勝成（かりまたかつなり）候補の有効投票の中に、平仮名で一字違いの狩俣勝紀（かりまたかつのり）候補への投票の意思が類推される票が集計されている可能性があるため確認したところ、狩俣勝紀候補への投票の意思が類推されるものは、狩俣勝成候補への有効投票として集計されていなかったことを確認した。
- 7 狩俣勝成候補に加算されたあん分票のうち、狩俣勝成候補と姓の同じ他の候補への投票の意思が類推される票が含まれている可能性があるため再点検したところ、狩俣勝成候補と姓の同じ他の候補への投票の意思が類推される票は、含まれていなかったことを確認した。
- 8 以上のことから、開票された全票の再点検及び再計数を行った結果、申立人の申出の理由に該当する事項は確認されなかったとして、申立人の主張は認められず、申立人を次点とした選挙会の決定は正当であるとした。
- 9 しかしながら、市委員会の全票再点検及び再計数については、申立人及びその代理人の立会いの下に全票を開披したものではない。市委員会は、かかる手続きを経ないまま、申立人の異議の申出の理由で検証を求めた事項について再点検した結果、申立人が異議の申出の理由で検証を求めた事項は存在しないことを確認したとの結論のみを示したにすぎない。
- 10 よって、開票された全票について、申立人及びその代理人の立会いの下に全票を開披し、申立人及びその代理人に全票を開示して精査、確認が必要であり、申立人と狩俣勝成候補の得票差がおよそ1票差と極めて僅差であることからすると、かかる手続きを経た上で、全票の再点検及び再計算を行い、当選の効力を確認すべきである。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てについて、適法なものと認め、これを受理した。その後、市委員会から弁明書を提出させ、弁明書に対する反論書の提出を申立人に求めたが、申立人から反論書の提出はなかった。そして、本件申立ての内容及び最下位当選人と次点者（申立人）の得票差が接近していることに鑑み、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求めるとともに、市委員会が保管する本件選挙の全投票について、その梱包及び封印に異常がないことを確認して開披点検を行い、申立人の主張するような票の混入等の事実の有無について慎重かつ厳正に調査・審理を尽くした結果は、次のとおりである。

1 選挙会の決定

申立人は、令和3年10月24日執行の本件選挙における立候補者であり同日開催の選挙会（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第79条の規定による開票事務と合同の選挙会）において得票数719,000票と決定され、狩俣勝成候補の得票数720,597票に対し、その差1,597票で当選人と決定されなかったことは記録上明らかである。

2 投票の開披点検

当委員会は、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、令和4年2月3日、職権に基づき

投票の開披点検を行った。

開披点検の実施方法については、申立人の代理人、利害関係者である最下位当選者の狩俣勝成候補、その代理人及びその他の候補者等並びに市委員会の立会いの下に慎重かつ厳正に行った。

開披点検においては、申立人、狩俣勝成候補及び我如古三雄候補（申立人と2票差の下位当選人）の有効投票及び無効投票については、当委員会が特に点検を要すると認めたものを、西里芳明候補（申立人の主張する氏名類似者）の有効投票については、特に申立人の有効投票とすべき投票の混入の有無を、狩俣勝紀候補（最下位当選人と平仮名一字違い）及び狩俣政作候補（最下位当選人と同姓）については、あん分による得票が生じていることから、特に狩俣勝成候補の有効投票とすべき得票の混入及び無効となるべき投票の有無を、それ以外の各候補者の有効投票については、申立人、狩俣勝成候補及び我如古三雄候補の有効投票とすべき投票の混入の有無に重点をおいて点検を行い、疑義があると思われるものをそれぞれ抽出した。

開披点検の結果は、次のとおりである。なお、申立人、我如古三雄候補、西里芳明候補及び狩俣勝紀候補の得票の中には特に点検を要すると認めるものはなかった。

甲（狩俣勝成候補の有効投票から抽出したもの）	2票
乙（無効投票から抽出したもの）	5票
丙（狩俣政作候補の有効投票から抽出したもの）	1票
丁（平良敏夫候補の有効投票から抽出したもの）	1票
計	9票

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

3 抽出票に対する主な判断基準

抽出票に対しては、以下の判例等の判断基準によった。

(1) 個々の投票の記載について考えるに、記載文字の不鮮明、拙劣、不完全、誤字、脱字、あて字、文字の転倒等の正確な記載でない場合であっても、「公職選挙法第六七条が（前略）投票の効力を決定するに当たっては、公選法第六八条の規定に反しない限り、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないと規定している法意に徴すれば、当該投票を有効と認定するについては選挙人が候補者の何人に投票したかその意思が投票の記載自体から明認できる場合であることを必要とするものと解すべきである。」（昭和36年9月14日最高裁判決）とされていること。

また、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判決）であるとされていること。

(2) 「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公選法第六七条が、同法第六八条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかには容認しがたい。」（昭和42年9月12日最高裁判決）とされていること。

(3) 「投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであつて、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。」（平成4年7月10日最高裁判決）とされていること。

4 抽出票に対する判断

上記判断基準に基づき、本件の投票（抽出票）の効力について順次検討する。

(1) 狩俣勝成候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表甲(1)については、狩俣勝紀候補の氏名が明確に記載されており、公選法第67条の規定に基づき、

狩俣勝紀候補の有効投票と解するのが相当である。

別表甲(2)については、氏又は名が「カズ」で始まる候補者は、氏は該当者がおらず、名は平良和彦（カズヒコ）候補及び砂川和也（カズヤ）候補の2名おり、氏又は名が「ナリ」で終わる候補者は、氏は該当者がおらず、名は狩俣勝成（カツナリ）候補の1名のみとなっている。上記候補者中、狩俣勝成（カツナリ）候補は、4文字中3文字が一致しており、不一致である2文字目についても「ズ」と「ツ」が同じウ音であることから、記載全体としての音感に類似性がある。

一方、平良和彦（カズヒコ）候補及び砂川和也（カズヤ）候補は、最初の2文字のみの一致にとどまり、「カズヒコ」については、字形や字音から「ヒコ」と「ナリ」とでは類似性に乏しく、また「カズヤ」については、文字数や全体としての音感から類似性に乏しいといえる。

なお、砂川和也候補の名の「和也」は、一般的に「カズナリ」と読む場合があるが、本件選挙での通称認定に伴う投票所の氏名等の掲示及び選挙運動のために使用したポスターにおいて「砂川カズヤ」と表記されていることから、これを砂川和也の有効投票として取り扱う理由はない。

以上のことから、2文字目の「ズ」は、「ツ」を誤記したものとして狩俣勝成候補の有効投票と解するのが相当である。

(2) 無効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表乙(1)及び(2)については、別表甲(2)の投票と同様の理由により、狩俣勝成候補の有効投票と解するのが相当である。

別表乙(3)については、狩俣勝成候補と8文字中7文字が一致し、氏は「かりまた」と明確に記載されており、不一致である6文字目についても、「ズ」と「ツ」は同じウ音であることから、記載全体としての音感に類似性がある。

また、「カズナリ」という名の候補者は、本件選挙において存在しない。

なお、名が「カズ」から始まる候補者は、平良和彦（カズヒコ）及び砂川和也（カズヤ）の2名いるが、氏の「たいら」及び「すながわ」は、「かりまた」とは類似性がなく、氏も含めた文字数、字音、字形及び記載全体の音感についても、全く類似性を有しない。

以上のことから、6文字目の「ズ」は「ツ」を誤記したものとして狩俣勝成候補の有効投票と解するのが相当である。

別表乙(4)については、狩俣勝紀候補と8文字中7文字が一致し、氏は「かりまた」と明確に記載されており、不一致である5文字目についても、「た」と「か」は同じア音であることから、記載全体としての音感に類似性がある。

また「たつり」という名の候補者は、本件選挙において存在しない。

なお、名が「たつ」から始まる候補者は、上里樹（たつる）及び砂川辰夫（たつお）の2名いるが、氏の「うえざと」及び「すなかわ」は、「かりまた」とは類似性がなく、氏も含めた文字数、字音、字形及び記載全体の音感についても、全く類似性を有しない。

以上のことから、5文字目の「た」は「か」を誤記したものとして狩俣勝紀候補の有効投票と解するのが相当である。

別表乙(5)については、候補者中に棚原芳樹（ヨシキ）及び平良敏夫（トシオ）がいるため、候補者の名を混記したものとして、両候補者のいずれを記載したか全く判断しがたい場合に該当することから、候補者の何人を記載したかを確認しがたい投票として、無効投票と解するのが相当である。

(3) 狩俣政作候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丙(1)については、氏はその運筆具合から「砂川」と判読することができ、名は「セイサク」と明確に記載されている。候補者中、氏が「砂川」である候補者は、砂川和也候補、砂川辰夫候補、砂川泰人候補、砂川茂和候補及び砂川盛栄候補の5名であり、名が「セイサク」である候補者は、狩俣政作候補の1名である。

公選法においては、候補者の氏及び名のいずれかを優先させる規定は存在しないことから、投票の記載全体を考察して投票の効力を判断するところ、この投票は、氏は砂川姓の候補者5名と、名は狩俣政作候補とそれぞれ完全に一致していることから、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断しがたい場合に該当するものとして、候補者の何人を記載したかを確認しがたい投票として、無効投票と解するのが相当である。

(4) 平良敏夫候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丁(1)については、1文字目は縦線の書き終わりに右はねがみられるものの文字全体として「ト」

と、2文字目はその運筆具合から「シ」と判読することができる。3文字目については「キ」とも読めるとのことで抽出されているが、その運筆具合から、縦線は右斜め下ではなく、真下におろし、書き終わりが左にはねていることが確認できる。また、上から2つ目の斜線についても、縦線から勢い余って飛び出ているともいえることから、カタカナの「オ」と判読することができ、全体的な字形及び運筆から判断して、平良敏夫候補の有効投票と解するのが相当である。

5 申立人及び狩俣勝成候補の有効投票

以上の検討の結果によると申立人及び狩俣勝成候補の有効投票の増減は、次のとおりである。

	申立人	狩俣勝成候補
有効投票中	減なし	1票減
無効投票中	増なし	3票増
計	増減なし	2票増

上記の結果により選挙会において決定された両者の得票数である

申立人	719.000票
狩俣勝成候補	720.597票

は、修正すべきこととなる。さらに狩俣勝成候補の有効投票が2票増、同姓である狩俣勝紀候補の有効投票が2票増及び狩俣政作候補の有効投票が1票減となったことにより、狩俣姓の各候補者のあん分による得票に異動が生じ、狩俣勝成候補は0.003票増となることから、両者の得票数は、

申立人	719.000票
狩俣勝成候補	722.600票
差	3.600票

となる。

したがって、狩俣勝成候補の得票数は、申立人のそれを3.600票上回り、異議の申出を棄却した市委員会の決定は、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月8日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

別表 甲

番号	(1)	(2)
投票	<div data-bbox="368 443 644 510" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="459 539 544 1016" style="text-align: center; font-family: cursive;"> かりまたがつのり </div>	<div data-bbox="727 443 1003 510" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="810 577 879 891" style="text-align: center; font-family: cursive;"> カズナリ </div>

別表 乙

番号	(1)	(2)	(3)
投票	<div data-bbox="368 1341 644 1408" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="443 1447 560 1888" style="text-align: center; font-family: cursive;"> カズナリ </div>	<div data-bbox="727 1341 1003 1408" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="818 1451 919 1872" style="text-align: center; font-family: cursive;"> カズナリ </div>	<div data-bbox="1088 1341 1364 1408" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="1169 1435 1318 1731" style="text-align: center; font-family: cursive;"> カズナリ かりまた </div>

別表 乙

番号	(4)	(5)
投票	<div data-bbox="304 427 584 1064"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>かりまた たつのり</p> </div>	<div data-bbox="667 427 946 1064"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>トツキ</p> </div>

別表 丙

番号	(1)
投票	<div data-bbox="304 1328 584 1964"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>セイヤ カ</p> </div>

別表 丁

番号	(1)		
投票	<table border="1"><tr><td data-bbox="373 443 647 517">こうほしゃしめい 候補者氏名</td></tr><tr><td data-bbox="373 517 647 1061">ト ニ ナ</td></tr></table>	こうほしゃしめい 候補者氏名	ト ニ ナ
こうほしゃしめい 候補者氏名			
ト ニ ナ			

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1